

# 平成29年度 松江清心養護学校 学校いじめ防止基本方針

## 1 学校いじめ防止基本方針の策定について

仲間を大切にしてお互いの人権を守り、いじめをしない児童生徒を育むことに主眼を置き、児童生徒が意欲をもって充実した学校生活を送れるよう日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図る。さらに、いじめの早期発見に取り組み、認知した場合の適切な解決を図るため、この基本方針を定める。

## 2 いじめについての基本認識

### (1) いじめとは

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

### (2) いじめについての基本的な考え方

- ① どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② 人権侵害であり、許される行為ではない。
- ③ 職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ④ 学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 3 いじめ防止の取組 (別紙1 別紙2参照)

管理職の方針のもと、いじめ防止委員会を設置し、全校を挙げていじめの未然防止と早期発見に取り組む。

### (1) いじめの防止のための取組

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で研修を深め、平素から教職員全員で共通理解をする。また、全校集会や学級活動などで、友達を大切にすること、人権を守ることを盛り込み、いじめをしない、許さない雰囲気を作っていく。
- 学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、いじめを行わない態度・能力の育成を図る。
- いじめが行われる要因には、勉強や人間関係のストレス等が関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりや一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるとともに、友達や教職員に相談しやすい環境を作り、相談するなどして自分からストレスに適切に対処する力を育む。
- 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての児童生徒に提供し、自尊感情が高められるよう努める。また、児

児童生の自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような機会を積極的に設けていく。

#### (2) いじめの早期発見のための取組

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、情報を共有する。また、日頃から児童生徒との人間関係を深め、定期的な教育相談を実施するなど、児童生徒から相談しやすい環境づくりに努める。保護者には、家庭訪問や面談日などを利用し聞き取りを行うとともに、連絡帳を使うなどして、日頃からの様子の把握に努める。

### 4 いじめを認知した場合の取組（別紙3参照）

#### (1) 組織的な対応を行う。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止委員会のメンバーに報告し、情報を共有する。

#### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめ防止委員会では、関係児童生徒の担任等を加えた『いじめ対策委員会』を組織し、すみやかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切であり、いじめを行った児童生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

#### (3) いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、家庭訪問等により、できるだけ速やかに保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の対応等について情報共有を行う。その際、不安を取り除くなど心のケア等の対応も行う。あわせて、いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、当該児童生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉の専門家、（主任）児童委員、弁護士、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力も得ながら継続的な支援を行う。

#### (4) いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、状況に応じ、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方で、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように一定の教育的配慮を行う。

#### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味

次に示す場合を、いじめが行われた際の「重大事態」と受け止め、適切に対応する。

○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

○ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

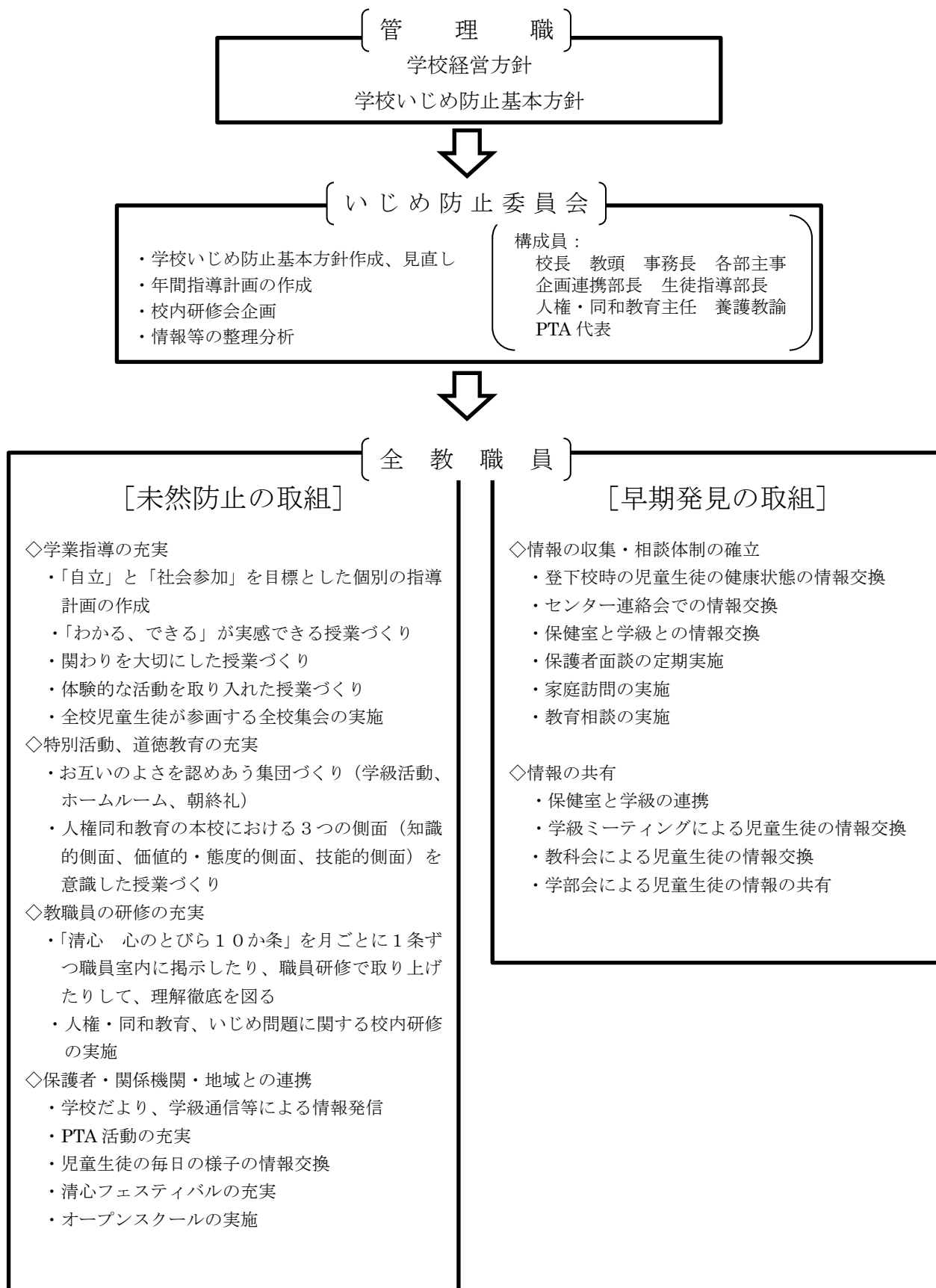
### (2) 重大事態への対応

直ちに教育委員会に報告し、連携して調査にあたる。

## 6 ネットいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、学校ネットパトロールなどを活用して早期発見に努め、発見した場合には直ちに削除するなどの措置を取る。必要に応じて、インターネットや携帯電話の使用などについて情報モラル教育の推進を図るとともに、保護者にはパンフレットの配布などにより啓発を図る。

別紙1 未然防止と早期発見のための取組



別紙2 年間行動計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権・同和教育（年間目標設定）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止委員会（指針方針・年間指導計画）</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">事案発生時、緊急対応会議の開催</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権・同和教育研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導研修会</li> </ul>
防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学部集会（各学部）</li> <li>・全校集会（生徒指導部）</li> <li>・個別の指導計画（自立・社会参加）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育祭（生徒指導部・全校）</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">学部・学級の集団づくり 学級ミーティング（清心 こころの扉）</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学部集会（各学部）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンスクール（相談部）</li> <li>・全校集会（生徒指導部）</li> </ul>
早期発見		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者面談（教務部・各学級）</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">学級ミーティング・学部会（児童、生徒の情報交換） センター連絡会・保健室との連携 保護者との情報交換・教育相談</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問（教務部・各学級）</li> <li>・保護者面談（教務部・各学級）</li> </ul>		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会（生徒指導部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権・同和教育研修会</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">事案発生時、緊急対応会議の開催</div>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止委員会（本年度のまとめ・来年度の議題検討）</li> <li>・人権・同和教育（実践振り返り）</li> </ul>
防止対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校集会（生徒指導部）</li> <li>・清心フェスティバル（生徒指導部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学部集会（各学部）</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">学部・学級の集団づくり 学級ミーティング（清心 こころの扉）</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校集会「卒業生を送る会」（生徒指導部）</li> </ul>	
早期発見			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">学級ミーティング・学部会（児童、生徒の情報交換） センター連絡会・保健室との連携 保護者との情報交換・教育相談</div>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者面談（教務部・各学級）</li> </ul>	

